

熊本県公報

号外 第 19 号
平成 16 年 3 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 上天草市の町の区域をあらたに画すること及び字の名称の変更……(市町村総室) 1
- 上天草市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約……(") 1

告 示

熊本県告示第 335 号の 4

上天草市を設置したことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 16 年 3 月 31 日から上天草市の区域内において、次のとおり町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更する旨上天草市長職務執行者から届出があった。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

町及び字の名称		区 域
町 名	字 名	
大矢野町	登立	旧天草郡大矢野町大字登立の区域
	上	旧天草郡大矢野町大字上の区域
	中	旧天草郡大矢野町大字中の区域
	維和	旧天草郡大矢野町大字維和の区域
	湯島	旧天草郡大矢野町大字湯島の区域
松島町	阿村	旧天草郡松島町大字阿村の区域
	合津	旧天草郡松島町大字合津の区域
	今泉	旧天草郡松島町大字今泉の区域
	内野河内	旧天草郡松島町大字内野河内の区域
	教良木	旧天草郡松島町大字教良木の区域
姫戸町	姫浦	旧天草郡姫戸町大字姫浦の区域
	二間戸	旧天草郡姫戸町大字二間戸の区域
龍ヶ岳町	高戸	旧天草郡龍ヶ岳町大字高戸の区域
	樋島	旧天草郡龍ヶ岳町大字樋島の区域
	大道	旧天草郡龍ヶ岳町大字大道の区域

熊本県告示第 335 号の 5

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により、上天草市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

上天草市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、上天草市（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年3月31日から施行する。